

氏名	か じ こう すけ 鍛 治 宏 介
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 419 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	江 戸 時 代 の 天 皇 像

論文調査委員 (主査) 教授 藤井讓治 教授 勝山清次 准教授 吉川真司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、江戸時代における天皇像について、陵墓、天皇追悼儀礼、遠忌法会、官位、聖帝故事という四つのテーマから検討し、江戸時代の社会において、天皇がいかなる存在として認識されていたのか、社会の各層における天皇・天皇像のあり様に注目しつつ、その歴史的展開を捉えることを目指したものである。

江戸時代の実態や朝廷の政治的活動、朝廷内の組織などについて、それぞれ精緻な実証が積み重ねられてくる一方で、社会史研究の隆盛の影響もうけて進められた1980年代以降の研究により、天皇と繋がるさまざまな接点が江戸時代の社会のなかに存在することが明らかになった。こうした諸研究により、一般の国民の生活や国家の運営とは無関係な存在であったという従来の天皇の位置づけは、大きく変更を迫られることとなる。しかし天皇・朝廷と社会との接点に関する、新たな事実が次々とみだされていくことで、天皇・朝廷の存在が実態以上に過度に強調されてきた面も指摘できる。明治以降の天皇制国家へ直線的に繋がっていくような構図で、江戸時代の社会における天皇のありようをみていくのではなく、江戸時代に存在した指向性を多角的に検討していく姿勢が求められる。また天皇権威を上から一方的に押しつけられるものとして捉えるのではなく、社会の諸要素が天皇・朝廷に繋がる由緒を、自らのものとして自発的に獲得していく側面に注目して、それを可能にした諸条件を明らかにしていくことが必要な研究段階にある。

以上の視角に基づいて、本論文では、江戸時代の社会における天皇・朝廷権威の歴史的展開を明らかにするために、陵墓、天皇追悼儀礼、官位、聖帝故事という四つのテーマに取り組む。陵墓と天皇追悼儀礼は、天皇制国家が新たに構築される際に創出・整備されることもあって、ともに幕末期から明治期の変質に関する研究蓄積は厚いが、江戸時代を通じた歴史的展開はほとんど明らかになっていないテーマである。陵墓は、幕府の政策と陵墓周辺住民の対応、外部からの関与という位相に注目することで、地域社会における天皇権威の広まりの深度を検討する素材として取り上げた。天皇追悼儀礼は、仏教勢力と朝廷との関係をうかがうことができる素材であり、五〇年毎に実施される遠忌法会に注目することで、歴史的段階差をより如実に明らかにできる。官位は江戸時代における天皇権威のありようを探る素材として、従来の研究でも注目されてきた事柄であるが、本研究では研究蓄積が厚い武家官位ではなく医師の僧位叙位に注目することで、武家以外の層に対する官位の求心力を検討する。聖帝故事は、芸能、文化、教育といった多様な回路を通して広がっており、特に出版物に載ることで大きな展開をみせる。江戸時代の社会にいかなる回路を通して、いかなる天皇像が広まっていたのかを窺う格好の素材となる。以上の四つのテーマを扱うことで、江戸時代の社会の各層が抱いていた天皇像の豊富化を図り、その歴史的展開を明らかにすることができる。以下、それぞれの章の要旨を記す。

序章では、1970年代より始まる江戸時代天皇研究を、社会史的視点からの研究を中心に整理し、その成果と課題を指摘した上で、本論文の視角を説明する。

第一章「江戸時代中期の陵墓と社会 ―享保期陵墓政策の展開―」では、江戸時代中期における陵墓の管理体制に注目して、幕府、寺社、陵墓周辺地域住民という三者と陵墓との関係を検討した。まず延暦寺が享保初年におこなった桓武天皇陵の修陵建議をめぐる、延暦寺と幕府の対応を、主に延暦寺の史料を用いて明らかにし、研究史上のこの一件に対する位置づけに対する誤認を改めた。またこの一件が、享保期に行われた幕府の陵墓政策に与えた影響にも言及した。さらに従来の陵墓研究史においてその位置づけが明確でなかった享保期に行われた幕府の陵墓政策について、京都における政策の実施過程と、政策の意図を明らかにした上で、幕末まで続く幕府陵墓政策の基調である現地委託主義がこの時期に形成されたことを指摘した。さらにその幕府陵墓政策に対する陵墓周辺社会の対応を、山国郷常照寺と周辺村落を事例に検討して、中世以来の朝廷との繋がりを持つ山国地域でも、住民の側は陵墓管理を忌避する傾向があり、陵墓が権威の源泉として機能していなかったことを指摘し、幕府の政策基調ともあわせて、18世紀後半から19世紀前半に陵墓が荒廃へ至った背景を明らかにした。

第二章「江戸時代中後期天皇追悼儀礼の展開 ―延暦寺における桓武天皇遠忌法会を事例に―」では、江戸時代の延暦寺を主な舞台に、延暦寺の大檀越である桓武天皇の遠忌法会の歴史的展開に注目することで、江戸時代中後期の天皇追悼儀礼の変容過程を明らかにした。江戸時代における天皇追悼儀礼に関する従来の研究は、幕末から明治にかけての近代的祭祀秩序の形成に関心が向けられたために、また仏教史研究では「統制」「墮落」の象徴的存在として延暦寺などの顕密寺院が扱われたために、ともに江戸時代の実態はほとんど研究対象となっておこなったことを指摘した。それから江戸時代の延暦寺について、研究史と寺院構造の基礎的検討を行った上で、江戸時代に三回行われた桓武天皇遠忌法会に注目した。社会的な復古の潮流の高まりのなかで、桓武天皇九百五十回忌が三院（延暦寺の東塔・西塔・横川）それぞれの院内行事として始まったこと、その後、三院において年中行事としての天皇講が定着したこともあり、文化2年（1805）に行われた桓武天皇千回忌は勅会として、朝廷関係者も多く関与して、社会的な影響力も大幅に拡大した行事として行われたこと、しかし法会を行う主体である延暦寺の僧侶たちは、遠忌法会を舞台とした権力争いに終始していたこと、幕末期に行われた千五十回忌ではその傾向が一層強くなり、山師と呼ばれる人物と、利欲にまみれた僧侶たちが法会の執行を支えていたこと、一方で朝廷は排仏的志向の高まりもあり、遠忌法会の関与がみられなくなったこと、また京都町奉行所による陵墓調査事業とも関連して、天皇追悼儀礼を仏式祭礼から神式祭礼へ移行しようとする動向の萌芽もみうけられることを指摘した。

第三章「江戸時代における医師の僧位叙位手続き」は、江戸時代の医師が法橋・法眼・法印という僧位を叙位していた事実注目し、その叙位手続きを詳細に検討した。まず朝廷における官位規定、幕府の官位政策それぞれにおける医師の取扱い方を検討し、従来の研究で不明確だった点を明らかにした。それから奈良の医師和角養軒の事例を中心に、僧位叙位の実際の手続きを明らかにすることで、京都において円滑に官位叙任を行うための体制ができあがっており、経済的利潤も発生していたこと、医師の僧位叙位は、医者としての技量とは無関係に官位を貰うことができたこと、官位叙任をうけるための申請の際にはより有利な先例を創作するために虚偽の申請も行われていたことなどを明らかにした。こうしたシステムの構築もあって、官位が社会的広がりを見せる一方で、必ずしも官位が社会的機能を果たしていなかった事例についても言及して、今後の検討課題を掲げた。

第四章「仁徳聖帝故事の展開 ―江戸時代天皇像の一側面―」では、幸若舞や古浄瑠璃などの芸能作品というメディア（媒介）に注目して、天皇伝説の流布と変容に注目した平川新氏の方法論に学びながら、記紀を初発とする仁徳聖帝故事が、江戸時代に至るまで、いかなるメディアを通して伝えられ、その中でテキストがいかに変節しながら江戸時代に伝わり、江戸時代においてどのように流布していたかを追求した。まず記紀のなかでの仁徳天皇にまつわる記事を分析し、さらに仁徳天皇関連の記事を載せる後代の歴史書、説話集などに注目し、記紀における恋多き聖帝という姿から、聖帝的側面だけが純化されて後世に伝えられていったことを明らかにした。また和歌や謡曲、物語などの芸能・文芸作品を通して、その姿は伝えられていき、芸能文化の社会的広がりとともに、その受容層も広まり、江戸時代では、往来物なども通して、聖帝としての仁徳天皇像が広く受容されていたことを明らかにした。そのなかで仁徳御製と仮託された「高き屋に…」の歌が仁徳聖帝故事を伝えるのに大きな役割を果たしていたことを指摘した。さらに仁徳聖帝故事の江戸時代における展開を、御製和歌の展開、能への広がりや綱吉による受容、往来物口絵における展開、大坂における聖帝故事の広まりを明らかにして、仁徳聖帝故事が江戸時代の中核的政治支配理念である仁政イデオロギーを体現する支配者像として、支配者から被支配者層までに広く共有されていたこと、天皇に関する故事が文芸作品や出版物などのメディアを通して、教養として広められ、定着して

いたことを明らかにした。

最後に、終章において、全四章の結論と残された課題と展望を述べて、本研究の成果を確認する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、江戸時代の陵墓、天皇追悼儀礼、官位、聖帝故事を分析対象として、江戸時代における天皇がいかなる存在として認識されていたのかを、社会の各層におけるあり様に視点を据えて、その歴史的展開を捉えようとしたものである。全体は4章に分かたれ、序章と終章が配されている。

江戸時代の天皇・朝廷研究は、1970年代の国家史研究のなかで大きく進展した。そこでは、幕藩制国家に天皇をいかに位置づけるかが主要な課題となり、幕府による朝廷統制の実態、朝廷の政治的活動、朝廷内の組織などについて、実証が積み重ねられてきた。その動向は現在においても継続している。一方、1980年代に入ると、社会史研究の影響のもと、江戸時代の社会のなかに天皇とそれに繋がるものの多種多様な存在が目されるようになり、それにかかる多くの研究が蓄積されてきた。その結果、従来の近世における天皇の位置づけはより豊かなものとなり、また新たな天皇像が描かれるようになってきた。しかし、一方でこれらの研究では、天皇・朝廷の存在が実態以上に過度に強調され、また近代天皇制国家へと直線的に繋げようとする傾向もみられる。

論者は、こうした点を踏まえ、江戸時代の社会における天皇のあり様を江戸時代に存在したさまざまな方向性のなかで捉え、かつ社会の諸階層の人びとが天皇・朝廷の権威を自らのものとして獲得していく側面と、それを可能にした諸条件を、具体的には近世における陵墓、天皇追悼儀礼、官位、聖帝故事を取り上げることで、明らかにしようとする。

第一章「江戸時代中期の陵墓と社会」では、延暦寺が享保初年におこなった桓武天皇陵の修陵建議をとりあげ、幕府と延暦寺との交渉過程を具体的に跡付け、幕末まで続く幕府陵墓政策の基調である現地委託主義がこの時期に形成されたこと、また陵墓周辺住民はこうした幕府の陵墓管理体制を忌避する傾向があり、この段階では陵墓が権威の源泉として機能していないことを明らかにし、そしてこうした幕府の陵墓政策と住民の対応が、18世紀後半から19世紀前半に陵墓が荒廃する背景にあったと論じる。

第二章「江戸時代中後期天皇追悼儀礼の展開」では、江戸時代中期以降、延暦寺で執行された桓武天皇遠忌法会を対象とし、それが、社会的な復古の潮流の高まりのなかで、まず九百五十回忌が比叡山の三院（東塔・西塔・横川）それぞれの院内行事として始まったこと、その後三院において年中行事として天皇講が定着したこと、そして文化2年（1805）に行われた千回忌は勅会として、朝廷関係者も多く関与し、社会的な影響力も大幅に拡大した行事として行われたこと、しかし延暦寺の僧侶たちは遠忌法会を舞台とした権力争いに終始していたこと、さらに幕末期に行われた千五十回忌ではその傾向が一層強くなり、一方で朝廷は排仏的志向の高まりもあって遠忌法会への関与がみられなくなったことを明らかにしている。

第三章「江戸時代における医師の僧位叙位手続き」は、研究蓄積が厚い武家官位ではなく医師の僧位叙位に注目することで、武家以外の層での官位が持つ求心力を検討しようとしたもので、まず朝廷における官位規定、幕府の官位政策における医師の取り扱い方を確定し、具体的事例として奈良の医師和角養軒をとりあげ、18世紀後半には僧位叙位を円滑に行う体制が京都にはできあがっており、そこには経済的利潤が発生していたこと、また医師の僧位叙位は医者としての技量とは無関係に官位を得ることができたこと、さらに官位叙任をうけるための申請の際にはより有利な先例を創作するために虚偽の申請も行われていたことを明らかにする。

第四章「仁徳聖帝故事の展開 —江戸時代天皇像の一側面—」では、まず記紀における仁徳天皇関係の記事とその後に仁徳天皇に関わる記事を書ける歴史書、説話集を検討し、後年には記紀における恋多き聖帝という姿から聖帝的側面だけが純化されていったこと、また和歌や謡曲、物語などの芸能・文芸作品を通してそれは伝えられ、芸能文化の社会的広まりとともにその受容層も広まり、江戸時代では往来物なども通して、仁徳聖帝像が広く受容されていたことを明らかにする。ついで、仁徳御製と仮託された「高き屋に…」の歌が仁徳聖帝故事を伝えるのに大きな役割を果たしていたこと、また仁徳聖帝故事の江戸時代における展開を、御製和歌の展開、能への広がりや将軍綱吉による受容、往来物口絵における展開、大坂における聖帝故事の広まりを示し、仁徳聖帝故事が江戸時代の中核的政治支配理念である仁政イデオロギーを体現するものとして、支配者から被支配者層までに広く共有されていたこと、そして天皇に関する故事が文芸作品や出版物などのメディア

を通して、教養として広められ、定着していたことを明らかにしている。

以上述べてきたように、本論文が、これまで注目されることのなかった切り口で近世の天皇像を様々な角度から描き、近世の天皇像を豊にしたことは、大きな成果であり高く評価しうる。また、分析にあたって従来ほとんど使用されてこなかった延暦寺関係の史料をはじめ多くの史料を博捜し分析した点は論者の高い能力を示すものである。ただ、取り上げられた対象のみで近世の天皇像を描き切れたかといえば、十分だとは言い難い。この点は、課題自身が大きく、論者一人で担いきれるものではないが、論者による研究のいっそうの進展を期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2008年1月11日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。